

東京都板橋区農業委員会

第25期第13回定例総会議事録

令和6年7月26日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室 (赤塚庁舎3階)

第 25 期第 13 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 6 年 7 月 26 日（金）午後 2 時 00 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 11 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	安井 一郎	5	稲本 政美	9	木村 博之
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	宮本 拓
3		7	久保 秀一	11	田中 はつ江
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料1)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料2)
合計2件 (内訳：4条関係1件、5条関係1件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料3)
- (3) 国有農地見回りについて (資料4)
- (4) 令和6年度板橋区農業経営実態調査について (資料5)

3 その他

4 次回日程

日 時 令和6年8月27日(火) 午後4時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	稲本 政美	委員
	久保 秀一	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	柴 圭太	書記

事務局 長	<p>只今より、第25期第13回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、稲本政美委員、久保秀一委員を指名させていただきます。欠席の届出が松澤智昭委員から出ております。</p> <p>それでは、協議事項（1）引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは、資料1、1ページをご覧ください。この証明書は、相続税の納税猶予を受けている方が、3年に一度、税務署に提出する「相続税の納税猶予の継続届出書」に添付する書類となっております。今回は1件でございます。</p> <p>番号1、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は94、土地の所在は、西台三丁目1181番及び1182番1の2筆で、地目はいずれも畑、面積は合計で828.42平方メートルです。概ねの位置ですが、1ページ下段の生産緑地番号94の案内図において、矢印が指しているところで、志村第五小学校の南東側です。7月16日に、松澤智昭委員に現地を確認していただいております。問題等がなければ、2ページの証明書を発行いたします。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書 記	<p>番号1、生産緑地番号94です。現況としましては、収穫が終わり、作物としては植わっていない状態でした。この方は、学校給食全校一斉出荷事業において、毎年出荷されており、今年度も7月上旬にじゃがいもを出荷されております。今後は11月に大根、12月に人参を学校給食一斉出荷事業に出荷される予定となっておりますので、おそらく7月末から8月上旬頃に人参の播種、9月上旬に大根の播種を行う予定であると思われれます。そのため、ちょうど今回のタイミングでは、多少雑草もあり、作物が植わっておりませんが、適切に耕作を行っていることは確認できますので、証明書の発行にあたり問題はないと考えております。説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等はございますか。</p>
委 員	<p>所有者の住所が埼玉県になっておりますが、耕作時はこちらの畑まで通われているのですか。</p>

農政担当係長	<p>相続の関係で、現在、主に耕作されている方は、所有者から見て母と叔母にあたる方となります。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、番号1の生産緑地番号94につきまして、証明書の発行をお願いいたします。 続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>それでは、資料2、3ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和6年6月11日から同年7月10日までに届出があったもの、1件でございます。 専決番号1、土地の所在が赤塚新町三丁目122番1で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は、240平方メートル、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、3ページ下段の専決番号1の案内図で矢印が指しているところ、川越街道赤塚新町三の交差点の東側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は共同住宅が建設中で、工事用のネット等で囲われていました。令和6年4月19日着工、令和6年10月31日完了予定、鉄骨造4階建て1棟の共同住宅が建築予定となっております。説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、続いて5条関係について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和6年6月11日から同年7月10日までに届出があったもの、1件でございます。4ページをご覧ください。 専決番号1、土地の所在が徳丸八丁目21番16及び17の2筆で、登記簿上の地目は畑、面積は合計518平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、4ページ下段、専決番号1の案内図で矢印が指しているところ、ドラッグストアのクリエイト エス・ディーの北側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は畑となっておりますが、作物等は植えられておりません。令和6年10月着工、令和7年4月完了予定、木造6棟の分譲住宅が建築予</p>

	定となっております。説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委 員	こちらは、以前生産緑地であった農地ですか。
農政担当係長	こちらの農地は、もともと生産緑地ではございません。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項（２）地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	それでは、資料３、５ページをご覧ください。令和６年６月１１日から同年７月１０日までに東京法務局板橋出張所から照会のあったものが１件ございます。 番号１、土地の所在が坂下三丁目１３番４並びに１３番１８の２筆で、地目はいずれも畑、面積は合計で１，４１０平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、６月２６日に現地調査を行い、現況が非農地であること、また、過去に転用届が出ていることを確認し、その旨を６月２７日に東京法務局 板橋出張所に回答しております。概ね位置は、５ページ下段、番号１の案内図で矢印が指しているところ、志村橋郵便局の南西側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は、自動車整備工場でございました。そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委 員	今回、東京法務局から地目変更登記に係る照会がなされた意図はどのようなことでしょうか。
農政担当係長	過去に、法務局へ照会理由を問い合わせたところ、土地の登記事項に何らかの変更が生じる届出が土地所有者側から法務局になされ、照会を行っているとのことでしたが、照会理由や目的につきましては、法務局側も把握していないとの回答を受けております。そのため、今回の案件につきましても、事務局において理由までは把握できていない状況です。

委 員	<p>手続きとして、例えばこの土地の登記簿謄本を取得しようとする農 業委員会へ照会が来るといったシステムの流れはあるのでしょうか。</p>
書 記	<p>手続きとしましては、主に所有権を移転する場合や地目を変更する場 合が多いと推測しております。その際に、法務局に手続きの申請がなされ、 法務局側で何かしらの理由で現状を確認する必要があると判断された場合 に、農業委員会へ照会がなされるものと推測しております。なお、委員が おっしゃるようなシステムの流れにはなっておりません。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等がございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項（３）国有農地見回りについて、事務局より説明 をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>こちらは、書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>それでは、資料４、６ページをご覧ください。毎年行っている国有農 地の見回りでございます。国有農地とは、戦後の農地改革の際に自作 農創設という特定の政策目的のため、国が強制的に買収したものである ことから、国が管理・処分を行っている農地となります。今回の国有農 地見回りに関しては、東京都国有農地等管理事務処理要綱において、東 京都知事及び区市町村農業委員会が第１号法定受託事務として行う国 有農地及び開拓財産の管理を適切に実施することとされているなかで、 国有農地等管理事務の一つとして、国有農地を定期的に見回り、国有農 地等の現状把握に努めるものでございます。板橋区内の国有農地、全３ ０件のうち、９件が未貸付地と農耕貸付地で、２１件が転用貸付地とな っており、昨年度と変更はございません。見回り時期は、例年同様、１ 回目は８月中に全３０件を見回り、２回目は来年３月に未貸付地と農耕 貸付地の９件を再度見回る予定でして、農政担当係長と書記で見回り を行い、総会で結果報告をいたします。説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等がございますか。</p>
委 員	<p>未貸付地、転用貸付地、農耕貸付地のそれぞれの定義をお教えてください。</p>
書 記	<p>未貸付地とは、買収当初から貸付されなかったものや、農耕目的で貸 し付けられたものが、その貸付を受けた農家の離作等により、国に返還 されたままで残っているものを指します。また、転用貸付地とは、公用、 公共用あるいは国民生活の安定上緊急に必要な施設の用に供するため</p>

<p>会 長</p>	<p>に地方公共団体や個人に庁舎、学校、住宅用地等として貸付されたもの、農耕貸付地とは、農耕の用に供する目的で貸付されたものをそれぞれ指します。</p> <p>他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項（４）令和６年度板橋区農業経営実態調査について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらも、書記からご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>それでは、資料５、７ページをご覧ください。本調査の目的ですが、区における農業経営の実態を把握し、今後の農業振興事業の基礎資料とするために行うものでございます。調査内容は８ページから１３ページまでが調査票となっております、昨年度と同じ内容となっております。なお、調査項目を変更してしまうと、これまで実施してきました調査結果と比較ができなくなってしまうことから、原則同じ内容としております。７ページにお戻りください。調査対象は、板橋区に農地を有する農業者１２７戸となっておりますが、昨年の調査時にすでに農業を行っていないと報告を受けた方もいらっしゃいますので、若干減少する見込みです。基本的には、前年度調査に応じてくださった対象者数ですが、それに加え、毎年、東京都主税局から農地課税されている農地のリストが送られてきますので、それと現在の対象農地を突合し、職員で現地確認を行った結果、農地と認められる場所の所有者については、調査対象に加えていきたいと思っております。続きまして、今後のスケジュールですが、８月中旬に調査票を配布いたします。調査の基準日は８月１日時点のものをお書きいただくこととなります。提出期限は９月３０日で、集計を来年１月までに行い、２月に報告書を作成する予定です。また、この調査は、板橋区と農業委員会の共催で行います。続きまして、その他ですが、令和５年度と同様、一般社団法人東京都農業会議より、「生産緑地の貸し借りに関する意向調査」について協力依頼ありましたので、板橋区農業経営実態調査と合わせて実施する予定です。１４ページをご覧ください。本調査では、高齢化や後継者不足等で営農が困難となった生産緑地所有者と規模拡大を目指す農業者をマッチングし、更なる都市農地の保全につなげていくことを目的としています。１５ページ・１６ページが調査の内容となります。なお、提出は、先ほどご説明いたしました、農業経営実態調査と一緒に９月３０日までにご提出いただきたいと思います。説明は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等はございますか。</p>

委員	調査対象となる人数は、必ずしも生産緑地を所有している方と一致しないという認識で間違いないでしょうか。
書記	板橋区経営実態調査の対象は、板橋区に農地を有する農業者になりますので、もちろん生産緑地を所有している方は対象になりますが、生産緑地ではない農地を所有している方も対象になります。
会長	生産緑地を所有している農家は、何戸いらっしゃいますか。
事務局 長	令和5年12月現在で、生産緑地は54地区ございますが、複数所有している方や共有名義の方もいらっしゃいますので、戸数で言うと定かではございません。
農政担当係長	正確な数値につきましては、次回の総会にて改めてご報告いたします。
会長	次回の総会でご報告いただけるのであれば、そのうち相続税納税猶予を受けている方の数も合わせてご報告をお願いいたします。
農政担当係長	承知しました。
会長	<p>その他、何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、本日の議事は以上となります。</p> <p>全体を通して、何かございますか。</p> <p>特にないようですので、これもちまして第13回定例総会を閉会いたします。</p>
(終了時間 午後2時40分)	
次回の日程を下記のとおり決定し散会	
<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会 8月20日(火) 午後2時00分 ・定例総会 8月27日(火) 午後4時00分 	